◎新潟県告示第1137号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第２条第３項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成24年９月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

産業立地促進地域の名称	区　　域	指 定 年 月 日
海老ケ瀬業務地区（コアパーク海老ケ瀬）	新潟市東区海老ケ瀬字大刎の一部	平成24年９月10日